

# 福岡県公報

平成18年12月15日  
第2620号

## 目次

### 告示 (第2479号-第2496号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更の認可 (都市計画課) ..... 2
- 市街地再開発組合の解散の認可 (都市計画課) ..... 2
- 県営土地改良事業の換地計画 (農地計画課) ..... 2
- 県営土地改良事業の換地計画 (農地計画課) ..... 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ..... 3
- 廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (廃棄物対策課) ..... 3
- 土地改良区の解散の認可 (農地計画課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ..... 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ..... 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ..... 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ..... 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ..... 6
- 臨港地区分区の変更の案の縦覧 (港湾課) ..... 6
- 第35回採石業務管理者試験の追加合格者の発表 (工業保安課) ..... 7

### 公 告

- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ..... 7  
選挙管理委員会
- 政治団体の平成16年分収支報告書の要旨の一部訂正 (地方課) ..... 9  
雑 報
- 平成19年測量士試験及び測量士補試験の実施 (土木管理課) ..... 12  
正 誤
- 政治団体の収支報告書の要旨 (平成18年11月29日福岡県選挙管理委員会告示第110号) 中正誤 ..... 14

## 告 示

### 福岡県告示第2479号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
八 女 県 道		八 女 瀬 高 線	前	筑後市大字北長田 829番2先から 同市大字津島1461 番先まで	12.5 ～ 18.4	470.0	うち一般 国道209 号重用延 長44.6メ ートル
			前	同上	8.1 ～ 18.4	494.2	うち一般 国道209 号重用延 長44.6メ ートル

			後	同上	12.5 ～ 17.6	470.0	うち一般 国道209 号重用延 長44.6メ ートル
--	--	--	---	----	-------------------	-------	--

**福岡県告示第2480号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女瀬高線	筑後市大字北長田829番2先から 同市大字鶴田268番1先まで

**福岡県告示第2481号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 組合の名称  
大野城市上大利北土地区画整理組合
- 事業施行期間  
平成13年10月31日から平成21年3月31日まで
- 施行地区  
大野城市上大利2丁目、上大利4丁目、大字上大利及び大字白木原の各一部

4 事務所の所在地  
大野城市上大利2丁目563番地

5 設立認可の年月日  
平成13年5月17日

6 定款の変更の内容  
事務所の所在地を次のように変更する。  
大野城市大字上大利662番地

7 変更認可の年月日  
平成18年11月30日

**福岡県告示第2482号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定に基づき、八幡駅前地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定により次のように公告する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 組合の名称  
八幡駅前地区市街地再開発組合
- 事務所の所在地  
北九州市八幡東区西本町4丁目14番6号 ロイヤルアミューズ902号
- 設立認可の年月日  
平成12年6月5日
- 解散認可の年月日  
平成18年11月30日

**福岡県告示第2483号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年12月5日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
宮若市脇田、小伏及び湯原 (吉川地区脇田換地区)	換地計画書の写し	平成18年12月15日から 平成19年1月19日まで	宮若市役所

**福岡県告示第2484号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年12月5日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
宮若市下及び小伏 (吉川地区下換地区)	換地計画書の写し	平成18年12月15日から 平成19年1月19日まで	宮若市役所

**福岡県告示第2485号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年12月15日から平成19年1月5日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

苅田都市計画臨港地区苅田港臨海地区の変更

- 2 都市計画を変更する土地の区域

苅田町港町、長浜町、鳥越町、大字松山、松原町、幸町、新浜町及び磯浜町二丁目  
の各一部

- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福岡県苅田港務所港営課

**福岡県告示第2486号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 第2グリーンプラザビル

(2) 所在地 福岡県春日市下白水南一丁目1番

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**福岡県告示第2487号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定する区域

古賀市青柳町字新城105-7番の一部、105-8番の一部、105-10番の一部、字大浦16番の一部及び17-1番の一部

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分。

法第15条の2の5第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

**福岡県告示第2488号**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
久留米市東合川地区土地改良区 朝倉郡夜須町土地改良区	平成18年12月6日

**福岡県告示第2489号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	443号	柳川市三橋町棚町497番1先から 山門郡瀬高町大字高柳252番1先まで

**福岡県告示第2490号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
柳川	県道	柳川線 柳島	前	大川市大字坂井738番1-1先から 同市大字坂井547番先まで	1.7 ～ 5.7	75.5
			後	同上	3.6 ～ 17.2	75.5

**福岡県告示第2491号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日  
平成18年11月30日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
特定非営利活動法人ふれあいネット春日
  - 代表者の氏名  
小田部 久
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県春日市宝町2丁目32番地1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、春日市及びその周辺地域の住民に対して、高齢者、障害者等の介添え、お手伝いに関する事業等を行い、住み良い社会環境作りに貢献し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

---

**福岡県告示第2492号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年11月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人遊点共同作業所

## (2) 代表者の氏名

堀田 勝國

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県前原市前原中央三丁目7番24号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもち、支援の必要な人々に対して、EMボカシ（生ゴミ処理材）の製造などを行う福祉作業所の運営や地域における自立生活ならびに社会参加の支援に関する事業を行い、障害者の豊かな生活の実現に向けて福祉の増進を図るとともに、循環型社会を推進し、もって広く公益に資することを目的とする。

---

**福岡県告示第2493号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年11月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人DM企画

## (2) 代表者の氏名

吉村 英毅

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県前原市前原西五丁目1番33号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人に対して、一人ひとりの能力や適性に応じて、就労や自立、日常生活動作の支援事業、地域社会との交流等を行う。

それにより地域社会で自立した生活を営むことができるよう支援し、誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会作りに貢献することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

---

**福岡県告示第2494号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年11月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 共同作業所ひだまり

(2) 代表者の氏名

高岩 四十四

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉郡筑前町久光950番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対し、その障害の種別や程度に応じて働く場、豊かな生活の場を提供するとともに、その家族に対する支援を行うことにより、障害者の福祉の発展に貢献することを目的とする。

#### 福岡県告示第2495号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 見守ります安心・安全福岡

(2) 代表者の氏名

山下 義裕

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町大字成竹1103番地 4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市を中心とした地域に住む様々な事情で家族と離れ、一人暮らしとなった独居者・施設入所者など、見守る必要がある人に対し、見守りたい人に代わり、安否の確認・安全で衛生的な生活を送る為の手助け他、生活全般にわたる

支援事業を行い、安心して安全な地域社会づくりに寄与すると共に、併せて子供たちに本とふれあう場や高齢者との交流の場を提供し、又自然環境を大切にすることを教え子供の健やかな成長に寄与する事を目的とする。

#### 福岡県告示第2496号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき指定した、臨港地区内の分区を変更したいので、次のとおり公告し、当該変更に係る分区の案を、平成18年12月15日から平成19年1月5日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る分区の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県土木部港湾課に意見書を提出することができる。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る臨港地区の名称

苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区

2 変更に係る分区の種類

商港区、工業港区、特殊物資港区、漁港区及び修景厚生港区

3 分区を変更する土地の区域

(1) 商港区

苅田町港町、長浜町、鳥越町及び新浜町の各一部

(2) 工業港区

苅田町港町、長浜町、鳥越町、大字松山、松原町、幸町、新浜町及び磯浜町二丁目の各一部

(3) 特殊物資港区

苅田町港町及び長浜町の各一部

(4) 漁港区

苅田町幸町の一部

(5) 修景厚生港区

苅田町長浜町、鳥越町、新浜町及び磯浜町二丁目の各一部

4 変更に係る分区の案の縦覧場所

福岡県土木部港湾課

福岡県苅田港務所港営課

公 告
-----

## 公告

第35回採石業務管理者試験（平成18年10月13日実施）の追加合格者を次のように発表する。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

合格者受験番号

38	57
----	----

## 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

男性警察官用交通乗車服夏服上衣（長袖）	110着
男性警察官用交通乗車服夏服ズボン	115本
男性警察官用交通乗車服合服上衣	49着
男性警察官用交通乗車服合服ズボン	55本
男性警察官用交通乗車服冬服上衣	55着
男性警察官用交通乗車服冬服ズボン	50本

## (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

契約締結日から平成19年2月23日（金）までの間

## (4) 納入場所

福岡県警察本部装備課及び契約担当者が指定する場所

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年1月5日現在において、次の条件を満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	AA、A

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

## (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

## (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

## (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

## (6) 納入する物品に必要とする生地の手供給を受けられること。

## (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

## (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

<p>中でない者</p> <p>4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県警察本部総務部会計課 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-641-4141 内線2233</p> <p>5 契約条項を示す場所 4の部局とする。</p> <p>6 入札説明書の交付 (1) 期間等 平成18年12月15日(金)から平成19年1月5日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで (2) 場所 4の部局とする。</p> <p>7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び受領期限 (1) 提出場所 4の部局とする。 (2) 受領期限 平成19年1月5日(金)午後5時15分 (3) 提出方法 直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。</p> <p>9 開札の場所及び日時 (1) 場所 福岡県警察本部入札室(地下1階) (2) 日時 平成19年1月9日(火)午前10時30分</p> <p>10 落札者がいない場合の措置</p>	<p>開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。</p> <p>11 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合 (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。 ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合</p> <p>12 入札の無効 次の入札は無効とする。 なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。 (1) 金額の記載がない入札 (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札 (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札 (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札</p>
--	--



- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札  
 (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札  
 (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札  
 (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。  
 (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。  
 (3) その他詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県第七選挙区支部の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成16年分収支報告書の要旨（平成17年12月14日福岡県選挙管理委員会告示第132号）の一部を、次のとおり訂正する。

平成18年12月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成16年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第七選挙区支部の項を次のとおり

改める。

No. 96

自由民主党福岡県第七選挙区支部

報告年月日 平成17年03月29日

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	159,840,147円
ア 前年からの繰越額	29,719,918円
イ 本年收入	130,120,229円
(2) 支出総額	105,860,668円
(3) 翌年への繰越額	53,979,479円

## 2 本年收入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

イ 寄附	94,120,000円
(ア) 寄附 (内訳別掲)	94,120,000円
a 個人からの寄附	1,860,000円
b 法人その他の団体からの寄附	19,260,000円
c 政治団体からの寄附	73,000,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入（内訳別掲）	26,000,000円
カ その他の収入	10,000,229円
(ア) 1件10万以上のもの（内訳別掲）	10,000,000円
(イ) 1件10万未満のもの	229円
計（本年收入額）	130,120,229円

## (2) 支出の内訳

ア 経常経費	65,186,455円
(ア) 人件費	37,878,050円
(イ) 光熱水費	726,804円
(ウ) 備品・消耗品費	6,593,619円
(エ) 事務所費	19,987,982円
イ 政治活動費	40,674,213円
(ア) 組織活動費	10,576,153円

(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	5,086,688円				120,000円	熊本県八代市
a 機関紙誌の発行事業費	5,086,688円			野中 徳義		
(エ) 調査研究費	36,000円				120,000円	三潞郡城島町
(オ) 寄附・交付金	21,870,000円			その 他	1,020,000円	
(カ) その他の経費	3,105,372円			小 計	1,860,000円	
計	105,860,668円			イ (ア) b 法人その他の団体からの寄附		
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	19,000,000円)			朝倉生コンクリート(株)	110,000円	甘木市
(内 訳)				(株)朝日工業社九州支店		
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					240,000円	福岡市中央区
自由民主党本部		21,000,000円	東京都千代田区	(株)石本建築事務所九州支所	120,000円	福岡市博多区
				(株)イノウエハウジング	240,000円	八女市
		5,000,000円	福岡市博多区	圓佛産業(株)	240,000円	大牟田市
小 計	26,000,000円			(株)沖縄風月	100,000円	福岡市南区
カ その他の収入				共栄ビル管理(株)	480,000円	福岡市南区
債権放棄による交付金相当分		10,000,000円		九州藤吉工業(株)	240,000円	福岡市東区
イ (ア) a 個人からの寄附				(株)九州建設資材	240,000円	福岡市南区
一木 雅治		120,000円	佐賀県鳥栖市	(株)協和製作所	240,000円	佐賀県佐賀市
				九州日植(株)	120,000円	福岡市南区
谷 彰		240,000円	久留米市	(株)栗本鉄工所九州支店		
圓佛 英輔		120,000円	大牟田市			
山中 稔彦		60,000円	福岡市東区			
花田 義富		60,000円	太宰府市			
橋口 信一						

(株)久留米クレーン工業	240,000円	福岡市博多区
(株)杭のオオハシ	240,000円	久留米市
(株)サン有明電気大牟田事業所	240,000円	柳川市
(株)サンコーモーターズ	360,000円	大牟田市
サン・ブリッジ・ビュー(株)	120,000円	熊本県荒尾市
新日本グラウト工業(株)	260,000円	福岡市中央区
(株)小学育英舎	240,000円	福岡市南区
ジーアンドエスエンジニアリング(株)	150,000円	大阪府大阪市阿部野区
水道機工(株)	240,000円	福岡市博多区
千寿製薬(株)	240,000円	東京都千代田区
大洋電気(株)	300,000円	大阪府大阪市中央区
大成ジオテック(株)	240,000円	福岡市博多区
第一工業(株)	480,000円	久留米市
(株)タカイン	120,000円	東京都千代田区

(株)高嶋造園	480,000円	大牟田市
筑後通信建設(株)	120,000円	久留米市
筑後生コンクリート(株)	240,000円	八女市
東邦生コンクリート(株)	90,000円	久留米市
(株)那の津寿建築研究所	240,000円	久留米市
中島物産(株)	100,000円	福岡市中央区
(株)中川本店	240,000円	大牟田市
日本ヒューム管(株)九州支社	120,000円	熊本県玉名市
(株)乗富鉄工所	240,000円	福岡市中央区
肥後商事(株)	220,000円	山門郡三橋町
(株)富士ピーエス福岡支店	240,000円	熊本県八代市
(株)ブリヂストン I P K 久留米支店	120,000円	福岡市中央区
風月フーズ(株)	120,000円	久留米市
(有)ベスト	100,000円	福岡市南区
	240,000円	東京都世田谷区

(株)マトリックス	60,000円	福岡市中央区
三井鉱山物流(株)	60,000円	大牟田市
(株)守谷商会	100,000円	福岡市中央区
八千代エンジニアリング(株)	240,000円	福岡市中央区
(医)社団慶仁会川崎病院	240,000円	八女市
栗田耳鼻咽喉科	120,000円	小郡市
八女発心会八女中央病院	240,000円	八女郡広川町
全国乗用車協会	400,000円	東京都中央区
(株)電通	200,000円	東京都港区
その他	8,850,000円	
小計	19,260,000円	
イ (ア) c 政治団体からの寄附		
福岡県不動産政治連盟	1,000,000円	福岡市東区
古賀誠筑後誠山会	60,000,000円	大牟田市
道路運送経営研究会	1,000,000円	東京都新宿区
日本医師連盟	10,000,000円	東京都文京区

日本薬剤師連盟

1,000,000円

東京都渋谷区

小計

73,000,000円

## 雑報

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年12月15日

国土交通大臣 冬柴鐵三

平成19年測量士・測量士補試験実施計画

## (1) 試験日時

平成19年5月20日（日）

測量士試験 午前10時00分～午後0時30分

午後1時30分～午後4時00分

測量士補試験 午後1時30分～午後4時30分

## (2) 試験方法

測量士・測量士補試験とも筆記試験とする。

## (3) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

## (4) 願書受付期間

平成19年1月15日（月）から2月28日（水）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）

ただし、郵送の場合は2月28日（水）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（後納郵便、別納郵便及び電子申請の場合は2月28日（水）までに必着とする。）

## (5) 願書受付場所

国土地理院総務部総務課

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

## (6) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、平成19年1月15日（月）から、次の場所において交付する。

## ○国土地理院

（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）

## ○国土地理院北海道地方測量部

（〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎）

## ○国土地理院東北地方測量部

（〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第三合同庁舎）

## ○国土地理院関東地方測量部

（〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎）

## ○国土地理院北陸地方測量部

（〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎）

## ○国土地理院中部地方測量部

（〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館）

## ○国土地理院近畿地方測量部

（〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館）

## ○国土地理院中国地方測量部

（〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館）

## ○国土地理院四国地方測量部

（〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第二地方合同庁舎）

## ○国土地理院九州地方測量部

（〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎）

## ○国土地理院沖縄支所

（〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎）

## ○各都道府県の土木関係部局

## ○社団法人日本測量協会及びその支部

（〒112-0002 東京都文京区小石川1-3-4 測量会館）

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書き、あて先明記の返信用封筒（日本工業規格A列4判以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県では郵送の取扱いはしない。

## ＜切手料金＞

部数	切手料金
1部	140円
2部	200円
3～4部	240円
5～9部	390円
10～19部	580円

## (7) 合格発表及び通知

平成19年7月20日（金）本院、各地方測量部及び支所において合格者の氏名を公告するほか、全受験者あてに試験の結果（合否）を通知する。

また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

## (8) 試験問題等の公表

国土地理院のホームページ上において、試験問題については試験実施後速やかに、模範解答及び合格基準については合格発表日に掲載する。

## (9) その他

- 1 試験会場については、受験票を送付する際に通知する。
- 2 受験願書の受付期間終了後における受験地の変更については、平成19年4月3日（火）までに必着するよう文書で受験願書受付場所に届け出たものに限り認める。

正 誤
-----

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・11・29	2613 増刊①	福岡県選 挙管理委 員会告示	110	172	○		19		岩 <sup>○</sup> 本つかさ後援会	岩 <sup>●</sup> 元つかさ後援会
				174	○		43		民主 <sup>○</sup> 党福岡県総支部連合会	民主 <sup>●</sup> 党福岡県総支部連合会
				176		○	25		民主党福岡県総支部連合会	自由 <sup>●●</sup> 民主党福岡県総支部連合会